

太田市庁用自動車車体利用広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市庁用自動車（以下「庁用自動車」という。）に掲載する広告の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(取扱基準)

第2条 掲載できる広告は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当しないものであること。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るものでないこと。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
- (5) 太田市庁用自動車車体利用広告デザイン審査基準に適合していること。
- (6) その他、公益上特に支障がないと市長が認めたものであること。

(掲載場所)

第3条 広告の掲載場所は、太田市庁用自動車とする。

(広告表示方法)

第4条 広告の表示方法については、ラッピングによる車体利用広告とし、車体塗装は行わないものとする。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1年間とする。ただし、広告主が希望する場合は1か月単位でも認めるものとする。

(広告掲載料金及び広告掲載可能面積)

第6条 広告掲載料金及び広告掲載可能面積は、別表のとおりとする。ただし、広告掲載料金には広告の制作費を含まないものとする。

- 2 広告掲載料金の納付は、掲載の決定後、市の発行する納付書により一括前納するものとする。

(広告の作成及び経費負担)

第7条 広告の作成については、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

- 2 広告物に対する動産保険については、市が負担するものとする。

(広告掲載及び撤去作業)

第8条 庁用自動車への広告掲載及び撤去作業については、広告主の負担及び責任において行うものとする。

2 広告掲載作業の日程については、太田市と広告主で協議して決定するものとする。

(補償)

第9条 契約期間終了後、ラッピングの撤去により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主の責任において原状回復をするものとする。

(募集の方法)

第10条 広告の募集は、市広報及び市ホームページに掲載する。

(広告の申込)

第11条 広告の申込は、太田市庁用自動車車体利用広告掲載申込書(別記様式)により、市長に申し込むものとする。

(審査及び決定)

第12条 市長は、前条の申込書を受理したときは、申込期間終了後、速やかに審査し、その結果を連絡する。

2 前項により審査した結果、適合した申込者数が広告掲載車両台数を上回る場合は、抽選により決定するものとする。

(掲載の取消)

第13条 市長は、広告の掲載に支障があると認められたとき、又は、広告掲載料金を納入しなかったときは、当該掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料金の還付)

第14条 既納の広告掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合により広告掲載ができなくなったときは、還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する場合において、掲載期間に1月未満の端数があるときは、その月は広告掲載期間に含めないものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年 3月28日から施行する。